事例No.	956
公表年度	R1
団体の属性	町村
団体名	愛媛県砥部町

事例区分	公会計

タグ	・適切な資産管理 ・（公会計）業務の効率化

事例種類	業務の効率化

事例内容・タイトル

固定資産台帳への登録漏れを防ぐための取組

出典

地方公会計の推進に関する研究会　（令和元年度）　報告書

固定資産台帳への登録漏れを防ぐために、資産形成に関係する支出を行った際には、資産管理担当部局において正確に作業を行うことに加えて、支出伝票に固定資産台帳への登録済伝票を添付して、会計担当部局の確認等を受けるといった体制を整えることも有効であると考えられる。

固定資産台帳への登録漏れを防ぐための取組（愛媛県砥部町）

①　予算仕訳の取組

平成27年度砥部町当初予算書

7賃　金	1,172	【02－01－05－01　総務課】
		1庁舎維持管理事業　22,602
		7賃　金　1,172
9旅　費	110	①臨時雇賃金　1,172
		11需用費　12,276
11需用費	14,868	①消耗品費　396
		②燃料費　1,321
		⑤光熱水費　6,926
12役務費	2,049	⑥修繕料(資産)　729
		⑦修繕料(資外)　2,904
		12役務費　602
13委託料	6,332	④手数料（資外）　602
		13委託料　6,292
		①委託料(資産)　1,199
		・電話交換設備設計委託料　972
		・議場システム改修委託料　227
14使用料及び賃借料	2,317	②委託料(資外)　5,093
		・庁舎設備管理等委託料　3,047
		・庁舎清掃委託料　778
		・庁舎電気工作物保安委託料　246
		・庁舎庭園管理委託料　353
		・庁舎浄化槽管理委託料　247
15工事請負費	755	・非常用電源設備保守点検委託料　422
		14使用料及び賃借料　990
18備品購入費	515	③機器等借上料　857
		⑦放送受信料　133
19負担金補助及び交付金	60	15工事請負費　755
		⑤補修工事費(資産)　755
		・窓口カウンター改修工事　755
27公課費	103	18備品購入費　515
		①機械備品購入費(資産)　321
		⑦庁用器具購入費(資外)　194

修繕料でも、資産計上されるものとそうでないもの（資外）に細節を分けて予算計上。

委託料については、大きく資産と資産外というカテゴリーに分けたうえで、それぞれに該当する細目を設定することにより、資産計上するものを予算の段階で特定。

翌年度の工事に対応する工事設計費などについては、今年度は建設仮勘定に集計する必要があるので、建設仮勘定部分について、分けて予算計上している。

3給食センター改築事業費	192,964
11需用費	85
①消耗品費	85
13委託料	42,431
④建設工事設計監理委託料(資産)	8,411
・給食センター用地造成工事設計委託料	6,595
・給食センター水道配水管布設替工事設計委託料	1,816
⑦建設工事設計監理委託料(建仮)	34,020
・給食センター建築設計監理委託料	34,020
15工事請負費	49
③建設工事費(臨時)	49
・砥部幼稚園伐木処理工事	49

臨時も明示

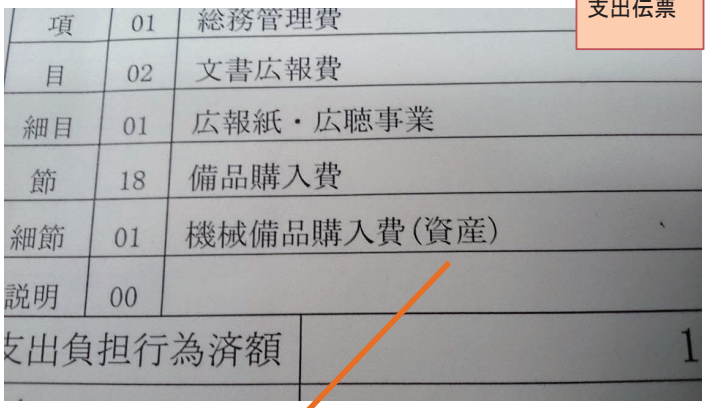
② 支出伝票への仕訳情報の掲載

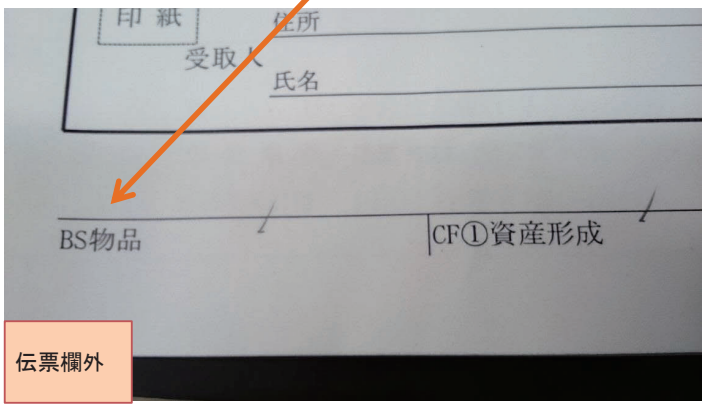
実際の予算書と支出伝票

予算書



支出伝票



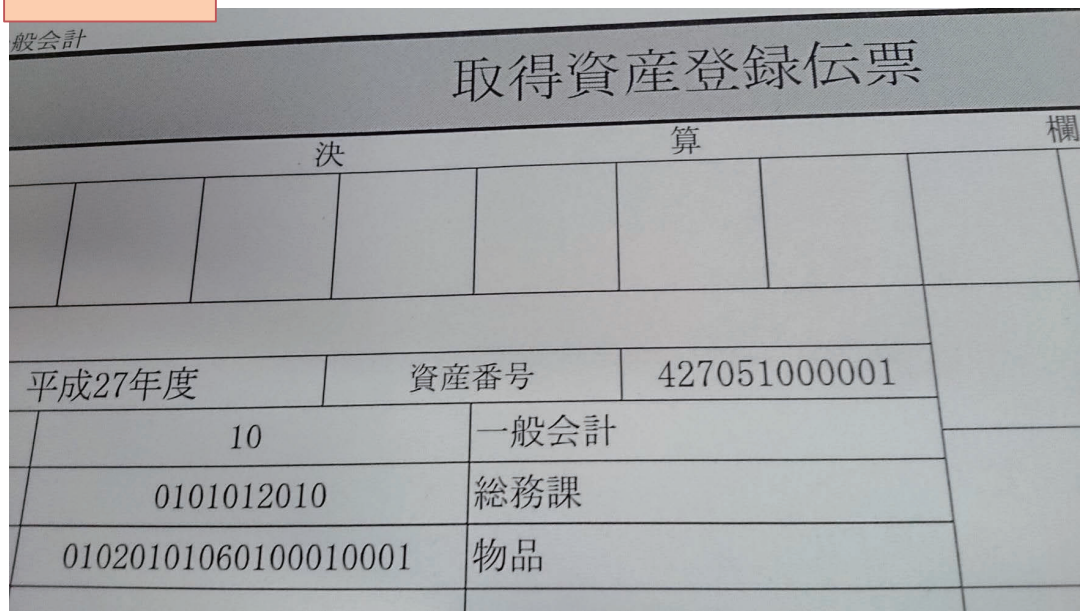


伝票欄外

③ 支出伝票への固定資産台帳登録済み伝票の添付

資産形成となる支出伝票には、必ず資産台帳登録済の伝票も添付し、計上漏れを防ぐようにしています!!

資産台帳登録済票



（田中委員提供資料）

さらに、新規取得資産の固定資産台帳への登録について、漏れなくかつ作業の省力化を進めるために、固定資産台帳への登録に必要な情報を支出伝票起票時に併せて記録することが有効である。

固定資産の取得の際には、通常、複数の支出伝票が関連し、それらの伝票群から形成される資産も複数となる場合が多く、伝票と資産の関係については、例えば、以下のような関係になることが考えられる。

支出伝票		取得された資産
①設計委託料		建物本体
②工事請負費（前払金）		建物付属設備（電気設備）
③工事請負費（中間払金）	⇒	建物付属設備（空調設備）
④工事監理委託料		建物付属設備（給排水設備）
⑤工事請負費（精算払金）		工作物（外構設備）

※どの伝票がどの資産かは特定できない。

支出伝票起票時には、仕訳の確定や固定資産台帳への登録ができないため、建設仮勘定に計上し、工事完成時や期末の整理仕訳の際に本勘定に振り替え、固定資産台帳に登録することとなる。その際には、

⑴当該工事に関連する伝票を漏れなく集約すること

⑵集約された資産取得額を個々の資産ごとに配分すること

の２点が重要であり、これに必要となる資産グループの情報を、あらかじめ支出伝票起票時に併せて記録しておくことで、漏れなく作業を行うことが可能となる。また、そのための体制を整理しておくことも重要である。考えられる体制の例については、巻末の参考資料を参照されたい。

【新規取得資産の固定資産台帳登録に係る効率的な作業手順：61 ページ参照】

②内容の精緻化

固定資産台帳の内容を精緻化していくためには、まず、固定資産台帳に記載されている内容と、実際の資産の状況に乖離が生じないようにすることが重要である。現状、固定資産台帳の更新に際して、現物確認を特に行っていない団体も見られる状況であり、そのような団体においては、固定資産台帳と実態との間に乖離が生じている可能性がある。

固定資産台帳を資産管理に活用していく観点からは、定期的に現物確認を行い、実態との乖離が生じないようにしていくべきことを、財政課等のとりまとめ部局だけでなく、各施設所管課にも確実に周知して、各施設所管課において確認体制を整えることが求められる。なお、資産の件数が膨大であること等により、現状において現物確認ができていない場合も考えられるが、そのような場合には、複数年をかけて確認を一巡させる等の工夫を行うことも方策の一つとして考えられる。

また、固定資産台帳の更新の際に、建物と附属設備を一体的に計上している団体においては、内容の精緻化に向けて、原則に従って、建物本体と附属設備を耐用年数に応じて分類して計上することが必要である。

資産を形成する支出を行い、資産計上する必要が生じた際には、費用按分を的確に行うべく、各施設担当課において按分作業が円滑に行えるよう、統一的な様式を作成し、庁内共通で使用することが方策の一つとして考えられる。こうした様式を定める際には、以下のような区分・按分ができるものであることが必要である。

・建物本体と附属設備を区分できること
・耐用年数が異なる附属設備（電気設備、空調設備、給排水設備等）を区分できること
・共通仮設費や実施設計委託費等の共通経費を按分できること

例えば、工事の契約金額全体について、直接工事費の工事の内訳書の情報をもとに建物本体と附属設備に分割し、この比率に基づき、共通仮設費や設計委託料等の関連経費も按分し、耐用年数が異なる資産ごとに資産計上がされるような様式を用意することが考えられる。

工事費用を建物と附属設備に按分する様式例（熊本県宇城市）

資産取得原価算定表（建物）

1. 当該工事費　　単位（円）

番　号		年　度（西暦）	2018
工事契約番号	宇城第A-3号	引渡年月日（西暦）	2019/3/1
工事名称	●●施設整備工事		
工事場所	松橋町〇〇100番地		
工事概要	建物本体建設、コンテナハウス建設、建物附属設備（電気設備、空調設備）工事、外構工事		
直接工事費（税抜）	66,000,000	(A)	
最終請負額（税込）	92,000,000	(B)	
共通仮設費等	26,000,000	(C)　(B)-(A)	

3. 関連経費（設計業務委託料など ※土地購入費及び補償費を除く）　　単位（円）

契約番号	委託業務等名称	金額（税込）
宇城第A－1号	測量設計業務委託	7,700,000
宇城第A－2号	設計監理業務委託	2,600,000
合　　計		10,300,000

(D)

2. 直接工事費の内訳　　工事設計書等を活用　白枠に入力　青枠に集計　②+(C)×直工按分率　③+(D)×直工按分率　　単位（円）

施設・設備名	直接工事費 ①	資産台帳登録単位の集計 ②	共通仮設費等配賦後 ③	関連経費配賦後【資産取得原価】	関連経費按分率 ④	摘要1	摘要2
建築工事	40,000,000						
●●施設（建物）集計		40,000,000	55,757,576	62,000,000	60.606%		
建築工事	5,000,000						
コンテナハウス集計		5,000,000	6,969,697	7,750,000	7.576%		
電気設備工事	9,000,000						
空調設備工事	9,000,000						
●●施設（設備）集計		18,000,000	25,090,909	27,900,000	27.273%		
外構工事（フェンス、塀）	3,000,000						
外構集計		3,000,000	4,181,818	4,650,000	4.545%		
計	66,000,000	66,000,000	92,000,000	102,300,000	100.000%		

（天川委員提供資料）